

公益社団法人日本介護福祉士会 広告（掲載・同封）取扱要領

（目的）

第1条 本要領は当会ホームページへのバナー広告掲載及び広報誌「日本介護福祉士会ニュース」（以下「日介ニュース」という）への広告掲載及び日介ニュース送付時の広告同封等について必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 本要領に示すバナー広告とは、当会のホームページに表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

（掲載不可となる内容）

第3条 以下に示す内容を含む広告の場合、掲載又は同封をお断りすることとする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの
- （3）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- （4）当会の趣旨にそぐわないと考えられるもの
- （5）その他、ホームページ又は日介ニュースに掲載、同封する広告として不適当であると当会が認めるもの

（広告の規格）

第4条 広告の規格は原則として以下の通りとする。

（1）バナー広告

大きさ 縦45ピクセル×横150ピクセル

形式 GIF（アニメ可、透過GIF可）・JPEG・PNG

データ容量 10KB以下

（2）日介ニュース掲載広告

大きさ （1 枠）天地 250mm×左右 170mm

（1 / 2 枠）天地 120mm×左右 170mm

形式 ILLUSTRATOR（ver.CS2 まで）

保存形式 AI

※1色（スミ）又は2色（スミと特色）で作成すること。2色の場合は「K版とM版」で作成すること。特色は本誌の特色に準じる。

※フォントは必ず「アウトライン化」すること。

※画像を配置する場合は必ず「埋め込み」にすること。画像は300dpi以上とすること。

※打ち出し見本としてPDFデータを出力したものを添付すること。

(3) 日介ニュース同封広告

大きさ及び形式は問いませんが、角2封筒での発送となるため、納品時のサイズをA4サイズ以下とします。

(バナー広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 バナー広告を掲載するページは、バナー広告の場合、ホームページ内の「トップページ」、とし、広告の位置及び枠数は当会が指定することとする。

(広告(掲載又は同封)の期間)

第6条 広告の掲載期間又は同封期間は原則として以下のとおりとする。

(1) バナー広告 1ヶ月又は1年単位

(2) 日介ニュースへの掲載広告 1年間(毎偶数月15日発行、うち6月15日号を除く5回に掲載。)

(3) 日介ニュースへの同封広告 1号分(毎偶数月15日発行、年6回発行)

(広告(掲載又は同封)の申込)

第7条 広告(掲載又は同封)希望者は、「広告掲載・同封申込書」により、郵送、FAX又はメールにて申し込むこととする。

(広告(掲載又は同封)の決定)

第8条 当会は第3条の規定に基づき、広告(掲載又は同封)の可否を決定する。

2 広告(掲載又は同封)の可否を決定した際は、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告(掲載又は同封)希望者に通知する。

3 広告(掲載又は同封)希望者が、規定する枠数を超えた時は、当会が決定する。

(広告(掲載又は同封)内容の承諾)

第9条 広告(掲載又は同封)可の決定を受けた者(以下「広告主」という)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書を当会に提出することとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を当会が指定する期日までに指定する方法で提出することとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成することとする。

(広告(掲載又は同封)の料金)

第11条 広告(掲載又は同封)の料金は原則として以下のとおりとする。

(1) バナー広告

正会員、賛助会員 1 枠：月 15,000 円（消費税別）

その他の者 1 枠：月 30,000 円（消費税別）

ただし、1 年契約の場合、そのうち 1 ヶ月分を無料とする。

(2) 日介ニュース掲載広告

正会員、賛助会員 1 枠：1 回 80,000 円（消費税別）

1 / 2 枠：1 回 40,000 円（消費税別）

その他の者 1 枠：1 回 150,000 円（消費税別）

1 / 2 枠：1 回 80,000 円（消費税別）

(3) 日介ニュース同封広告

正会員、賛助会員 A4 用紙 1 枚（両面刷り可）以下 1 部：10 円（消費税別）

～50 グラムまで 1 部：20 円（消費税別）

以降 50 グラム増加ごとに「1 部：10 円」の追加

その他の者 A4 用紙 1 枚（両面刷り可）の場合、1 部：20 円（消費税別）

～50 グラムまで 1 部：30 円（消費税別）

以降 50 グラム増加ごとに「1 部：10 円」の追加

2 第 1 項の規定に定めるものの他、掲載の必要があると当会が認めた場合の料金はこの限りではない。

(広告（内容、デザイン等）の審査及び協議)

第 12 条 広告の内容及びデザイン等については、当会の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、当会が審査を行う。

(バナー広告（内容等）の変更)

第 13 条 当会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、又はそのおそれがある、又は本要領等に抵触していると判断した時及びリンク切れの場合は、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告（掲載又は同封）の取り消し)

第 14 条 当会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、（掲載又は同封）を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料又は同封料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先のホームページ内容等が、各種法令に違反してい

る、あるいはそのおそれがあるとき、又は本要領に抵触するものである、又はリンク切れであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、広告（掲載又は同封）が適切でないときと当社が判断したとき

（審査機関）

第15条 第3条（5）の認定、第12条の審査、第13条及び第14条に関連する取扱いに係る判断にあたって、必要と認められる場合には、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、当代会長、広報委員長及び事務局担当職員等で構成する。

（広告（掲載又は同封）の取り下げ）

第16条 広告主は自己の都合により、ホームページへのバナー広告掲載及び日介ニュースへの掲載又は同封を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告（掲載又は同封）を取り下げる時は、広告主は書面により当会に申し出ることとする。

（掲載料の返還）

第17条 第16条の規定又はその他の事由により広告（掲載又は同封）を取りやめた場合、その他如何なる理由においても、一度納付された掲載料は返還しない。

（バナー広告掲載期間の延長）

第18条 バナー広告掲載期間内に、当会の都合でホームページを閉鎖した場合、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長することとする。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、バナー広告の内容等、掲載又は同封された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、当社に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（リンク先の変更）

第20条 広告主は、バナー広告のリンク先を変更する時は、変更の1週間前までに当社に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第 21 条 本要領に定める広告（掲載又は同封）に関する訴訟の提起等は、港区の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(要領の改廃)

第 22 条 本要領の改廃は、当会広報委員会が定めるものとする。

(その他)

第 23 条 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 本要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から一部変更（料金 消費含→消費税別）